

令和元年 7 月 2 5 日

第 13 回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 13 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和元年 7 月 25 日(木) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農地利用変更届について
- 議案第 6 号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	3 番 今 村 秀 一
4 番 徳 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太 郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎		31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

9 番 菱 田 康 彦

1 欠席委員

30 番 藏 藺 堅 志

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第13回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「3番委員」と「12番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局	事務局に説明を求めます。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	以下については、お目通しください。以上で説明を終わります。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち所有権移転分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案書の3ページをお開きください。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は4件になります。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	番号2から番号4については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。
事務局	よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。
議長	議案書の4ページから12ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案36件です。 内訳は、新規の利用権設定が34件、再設定が2件、合計面積は、57筆61,390㎡となっています。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては、お目通しください。なお、番号31と番号32の■■■■の田につきまして、備考欄に記載している地番については換地後の予定地番になります。皆様のご審議をよろしくお願いします。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。
8番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 使用貸借権での20年の期間というのは何か理由があるのですか。それと貸人の理由について、通常は相手要望だと思うのですが、借人の変更となっている理由を教えてください。
事務局	まず使用貸借権の理由は、貸人の■■■■さんが借人の■■■■さんの旦那さんの親族の方ということで使用貸借になっているとのことです。 申請理由を借人の変更と記載している理由につきましては、今回合意解約で■■■■さんが解約をして■■■■さんが代表を務める法人の■■■■が借りるようになっておりますので、わかりやすいようにこのような理由にしております。
8番委員 議長 委員	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(31番委員の復席確認)
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
13番委員	番号2番につきまして、7月6日に、私と33番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。
	申請人は、 のお茶農家で仕事をしていましたが、休日等に祖父母の手伝いをしているうちに、農業が楽しくなりはじめ、本格的に農業を始めることにしました。
	オクラ10a、スナップ10a、ソラマメ10aを栽培し、就農時の目標年間販売高は約300万円を目指しております。
	独身のため1人で農作業に従事していますが、農繁期は祖父母に手伝いをもらっているとのことでした。
	農機具等は、祖父から借用するそうです。また、農業大学校の研修で農業機械士の免許を取得していますので、農機具等の操作も問題ありません。
	今後は、ハウスを建設し収入を増やしていきたいと言われていました。
	なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の2番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番から5番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

2番委員

番号3番から番号5番につきまして、7月7日に、私と21番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、■■■■を定年退職した後、叔父の農業をする姿を見て、自分もやってみたいと思い、農業を始めることにしました。

オクラ10a、スナップ50a、実エンドウ10aを栽培し、就農時の目標年間販売高は約650万円を目指しております。

近くに住んでいる二人の姉に手伝いをもらいながら、また、妻は別の仕事をしているため、時間があいたときに手伝ってもらおうとのことでした。

農機具等は、叔父から譲り受け、操作も問題ありません。

今後の計画は、技術を習得し、不足している農機具を揃えて、労力の軽減を図っていききたいそうです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から5番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の6番と7番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

19番委員

番号6番と番号7番につきまして、6月29日に、私と38番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

申請人は、[]の非常勤講師として週2日働くかたわら、[]の[]の研究者として、同協会会員の[]とサカキ栽培の推進も行ってきました。

[]の気象環境に近い指宿市は、八丈ヒサカキの栽培に適しており、高品質のものが生産できると期待し、出身地である[]でヒサカキの栽培を始めることにしました。

ヒサカキ40aを栽培し、2年後から出荷できる予定です。目標年間販売高は、約240万円を目指しております。

申請人の自宅からは場までは、片道約1時間だそうで、現在空き家となっている兄の家に泊まったりしながら、夫婦で農作業をされているそうです。また、出荷ができるようになったら、パートを2名ほど雇いたいと言われていました。

農機具等は、姉から借用し、以前より姉の農作業を手伝っていたことから操作も問題ありません。

永年性のヒサカキを栽培するため、数年後に今回借入れた農地を購入する予定です。また、娘を後継者として育てていくと言われていました。

栽培するヒサカキは、人の身長くらいで切りそろえるとのことで、周辺の農地への影響も軽微であると考えます。

今後は、ホンサカキも栽培し、1ヘクタール位に面積を増やしていきたいそうです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の6番と7番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

委員の方でヒサカキをご存知の方がいましたら、4反で240万円が可能な数字かどうかということと、私はヒサカキは木だと思いますが、永年作物を植えるとなると周囲の農地に影響を及ぼすことはないのか、この2点について気になりますので、もしご存知の方がいましたら説明をお願いいたします。

19番委員	以前、薩摩郡の方に研修に行ったときに見ましたけれども、高さは人の高さくらいで切って頻繁に切り返しをして出荷するようです。 申請地の周りは山があつたりというような場所で、隣接の農地も将来的には借りるような話をしていましたので、周囲の農地には問題ないように思います。
5番委員	娘さんは何歳くらいの方ですか。本人さんが73歳ですので1時間かけて通うのは大丈夫なのかと思います。
19番委員	■■■■に兄弟が所有している空き家があり、忙しくなったらそこに泊まりながら作業をするようです。
事務局	娘さんは■■■■に居住しているそうですが、年齢までは聞いておりませんでした。
5番委員	分かりました。
18番委員	ヒサカキは売れるのですか。
7番委員	ヒサカキはシキミと一緒に墓などに供えるものです。木も大きくなりません。聞いた話によると、今中国から輸入しているそうですが中国からくるものは枯れているそうです。日本で生産すればゆくゆくはいい収入になるそうです。
議長	よろしいですか。
委員	(了解あり)
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の6番と7番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の6番と7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の8番から36番について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の8番から36番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の8番から36番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

7月11日の転用調査時に、私と、23番、24番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から5番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番は贈与、4番と5番は売買による申請でございます。

1番は親族からの贈与、2番は兄弟からの贈与、3番は親からの贈与です。

なお、いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから19ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、17番委員の退席を求めます。

委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(17番委員の復席確認)

次に議案第2号のうち、2番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

17番委員

番号2番につきまして、7月3日に、私と37番委員とで調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

	申請人は、このたび弟から贈与を受け、３０ａを超えることから新規就農者となりました。 申請人は、土木、建築業のかたわら４０年程前から実家の農業を自身を中心となり営んでおりましたが、土木・建築業は息子を中心となり経営していくことになり、本格的に農業に取り組むようになりました。 オクラ６ａ，かぼちゃ２７ａを栽培し、目標年間販売高は約１２０万円を目指しております。 労力については、妻と嫁の３人で従事しており、今後少しずつ販売高を増やしていきたいとのことです。 また、農機具等については、トラクターなども所有しており長く使用していることから、操作等の問題ありません。 なお、営農計画書を資料の７ページに添付していますので、ご参照ください。 以上報告のとおり、申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第２号のうち２番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
５番委員	説明の中で、妻と嫁とありましたが、同じ人ではなく息子の嫁のことですか。
１７番委員	そうです。
１３番委員	嫁と言えば息子の妻のことをいいますよね。
１７番委員	申請者から見れば、妻と嫁で良いのではないですか。
５番委員	分かりました。
議長	各地域で言い方が違うのかもしれませんが。今回の場合は息子の妻のことです。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第２号のうち、２番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号のうち、２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第２号のうち３番から５番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。

議長	議案第2号のうち、3番から5番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち、3番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更・除外申出の意見決定についてのうち、用途区分変更申出分を議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、農業用倉庫兼集荷場です。 資料の20ページをお開きください。 申請地は、 から北西へ280m行った農用地区域内農地で、東は農業用施設、それ以外は畑に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。 事業計画者は、市内で主に農産物の集荷を行う法人で、事業の規模拡大を図るため、今回会社の代表が所有する申請地の一部を使用貸借し、農業用倉庫兼集荷場を建築する計画です。 なお、申請地には、同じ事業計画者により平成28年1月18日付で農業用施設用地として用途区分変更がなされ、同年2月26日付で5条許可を受けた農業用倉庫が建築されております。 本案件は、既存施設に隣接し、会社の代表が所有する農地の一部であるため、周囲の農地に与える影響は軽微なもので、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第3号のうち用途区分変更申出分について、ご審議願います。
16番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 この申請地の北側は芋を植えていると思いますが、隣の農家との協議はされているのでしょうか。それと、この案件は法的には問題ないと思

事務局

いますが、畑かん地区内にこのような建物を建てていくと、今後も同じような案件が出てくる懸念があります。

この地区は私が担当している地区ですが、苦情などあった場合、私が受けることになります。

そのへんも考慮して受け付けてもらいたいと思います。

1点目ですが、隣接地の境界から6mの緩衝地を設けるようになっておりますので支障はないと思います。

2点目についてですが、16番委員がおっしゃるとおり法的には問題ありません。この案件については、当初計画の段階で事務局に相談があり、当初計画の場所から変更してもらった経緯があります。

農業用施設がこのような形で増えてくる可能性は否定できませんが、可能性があるからどのような方向性で取り扱うということは現時点では申し上げられません。

農業振興の面からこのような施設を増やした方が良いという考えや、一方で優良農地が減少していくことが良いのかという考えがあることも承知しています。

このような案件があった場合は、受け付ける際に十分説明をし、場合によっては担当地区の委員さんとも相談しながら、また必要があれば隣接農地の所有者から同意を得られているか等の確認もしながら取り扱っていきたいと考えますが、事務局では基本的に受け付けるものと考えています。

16番委員
議長

他の委員の皆さんはどう考えますか。

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号のうち用途区分変更申出分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち用途区分変更申出分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更用途区分変更・除外申出の意見決定についてのうち、除外申出分を議題といたします。

小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報

告いたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。目的は、一般住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ330m行った農用地区域内農地で、東と南は畑、西は宅地、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

事業計画者は、現在借家住まいであることから、父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画であります。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは議案第3号のうち除外申出分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号のうち除外申出分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち除外申出分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、福祉施設です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北へ440m行った農地で、東と西は市道、南は畑及び宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接して

いる区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、市内で認定こども園を経営する社会福祉法人で、現在利用中の園舎が老朽化していることから、既存施設に隣接する申請地を取得し、新たに園舎を建築する計画であります。既に申請地の一部に遊具を設置し利用していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積み、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ310m行った農地で、北は用悪水路、それ以外は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、[]で、[]が管理する温泉の駐車場が手狭であることから、温泉に近い申請地を使用貸借し、利用者のための駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済です。周囲に農地もなく、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ270m行った農地で、東と北は市道、西は里道、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、[]で、[]が管理する神社に近い申請地を譲り受け、参拝者のための駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、納骨堂及び駐車場です。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ270m行った農地で、東は畑、西は山林及び墓地、南は境内地及び里道、北は公衆用道路及び墓地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、今回既存の納骨堂に隣接する申請地を取得し、新たに納骨堂と駐車場を整備する計画であります。

土地の形状については0.8mほど切土をし、境界にブロックを積む予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、建売住宅です。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ200m行った農地で、東と北は畑、西と南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

申請人は、農業及び土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、今回申請地を取得し、建売住宅2棟を建築する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は914㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番と番号7番は、関連がありますので併せて報告いたします。転用目的は、2筆とも一般住宅です。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ160m行った農地で、東は5条申請地と宅地、西は里道と5条申請地、南は里道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、番号6番は父から使用貸借し、番号7番は売買により取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画で、合計面積は468㎡になる予定です。

	土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第4号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
小委員長	次に、議案第5号農地利用変更届についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の28ページをお開きください。 申請地は、 から北東へ550m行った農地で、東は雑種地、西と南は市道、北は田に接しています。 申請地は、道路より低いことから、今回0.5mほど盛土を行い、道路との高低差を解消するとともに、隣接する自己所有の畑と一体利用をしようとするものです。 なお、周囲の雨水等の流れを遮断することも無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。 以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	水田を畑にするつもりで施工するのでしょうか。北側に水田がありま

	すがそこに支障はないのでしょうか。それとわずか147㎡に資金を投入して盛土を行うのは何か他に理由があるような気がするのですがいかがでしょうか。
小委員長	この辺りは地目は田ですが、畑として利用されています。奥にある自分の田や道路との高さを同じにすることにより、トラクター等の出入をしやすいして一体利用しようとするものです。
8番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の20ページをお開きください。
	今月は、売渡申出6件、貸付申出2件、合計8件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	番号2から番号8につきましては、お目通しください。
	また、見取図、地籍図等につきましては、資料の31ページから46ページまでをご参照ください。
	次に、議案第6号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明いたします。議案書の23ページをお開きください。今月は、買受申出2件、借受申出2件、合計4件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下につきましては、お目通しください。
	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては、事務局として、あっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。議案書の20ページをお開きください。

	番号1は 4番委員と23番委員。 番号2は10番委員と30番委員。 番号3は番号2と同じ委員。 番号4は16番委員と36番委員。 番号5は番号4と同じ委員。 番号6は29番委員と 9番委員。 番号7は10番委員と30番委員。 番号8は番号7と同じ委員。 引き続き買受，借受希望について申し上げます。 議案書の23ページをご覧ください。 番号1は13番委員と33番委員。 番号2は 3番委員と22番委員。 番号3は17番委員と37番委員。 番号4は20番委員と 1番委員。 以上，事務局案として提案いたします。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは，議案第6号は，原案のとおり承認することとし，あっせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。 本日の議題はこれで終了いたしました。 他にございませんか。
5番委員	資料のページの印刷が不鮮明で見づらいのでもう少し鮮明に印刷をお願いします。
事務局	次回から，鮮明に印刷します。
議長	他にございませんか。
2番委員	利用権設定の議案に貸人，借人の年齢が入っていれば助かるのですが。
事務局	これにつきましては，新システムでは年齢がでない仕様になっております。先月から高齢の場合や特記すべき事項がある場合は，備考欄に記入させていただいております。
2番委員	(了解あり)
議長	他になれば，その他に入ります。 その他について，事務局に説明を求めます。
事務局	それでは，その他についてご説明いたします。24ページをお開きください。

議長
委員
議長

事務局

その他（議案書24ページを参照して説明）

1. 7月の行事報告
2. 8月の行事予定等
3. その他

（1）活動記録簿の提出について

ほかにございせんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、第13回指宿市農業委員会を閉会いたします。

ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時15分）

指宿市農業委員会会長

蓑田 六雄

議事録署名委員 3番委員

議事録署名委員 12番委員